

# 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

## 第16条に基づく意見聴取の結果について

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第16条に基づく意見聴取を実施しましたので、結果を以下のとおり公表します。

平成17年10月21日

京都市長 植木 賴兼

1 実施日時 平成17年10月11日 午後1時30分から午後2時40分まで

2 実施場所 京都市役所 寺町第2会議室

3 聽取した者（順不同）

木野村峯一、余昌英、村上悦子、三嶋由美子、折坂義雄

4 聽取内容

別紙における5案件について、指定候補者として選定することを相当と認めました。

(注) 指定管理者の公募に当たっては、個々の施設ごとに公募することが原則となっていますが、複数施設が同一施設内に設置されている場合は、施設の運営管理上不都合が生じる場合が考えられます。京都市運用基本指針においても「同一団体が一括して管理を行うことが合理的である場合」は、複数施設につき一括して单一の指定管理者を公募し、選定することが可能となっています。

今回は本指針を踏まえ、公募単位を別紙のとおり5案件に分類しています。

(別紙)

案件	類型	対象施設	指定候補者	公募単位数
1	児童館	御前 四ノ宮 醍醐中央	京都市御前児童館運営委員会 京都市四ノ宮児童館運営委員会 京都市醍醐中央児童館運営委員会	3
2	学童保育所	柏野, 翔鸞, 錦林, 修学院, 明徳, 一橋, 三条, 七条第三, 東和, 唐橋, 桂東, 伏見板橋, 向島	京都市学童保育所管理委員会	1
3	保育所	松ノ木	社会福祉法人京都社会福祉協会	1
4	保育所 児童館	桂坂	社会福祉法人京都社会福祉協会	1
5	老人いこいの家	上京 壬生	宗教法人三時知恩寺 宗教法人中院	2

注：案件5の老人いこいの家2施設については、非公募により指定候補者を選定した。

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)